

公設宮代福祉医療センター六花虐待防止改善計画書

1. 計画の目的

令和7年12月25日、宮代町の介護保険事業者であり、公設宮代福祉医療センター（以下、「当施設」）の開設者である宮代町から、当施設において高齢者虐待が行われていることが指摘され、今後の虐待防止に関する改善策を取りまとめ改善計画書を作成し、提出することが求められた。

当施設においては、職員、入所者に対する聞き取り調査を行い、利用者への虐待の実態を把握するとともに、虐待防止に関する具体策を検討してきた。

この計画は、当施設において高齢者虐待の発生を防止し、早期に発見・対処するための対策を徹底するとともに、利用者の人権尊重と安全確保、職員の倫理意識向上、組織風土の改善を図ることを目的として策定する。

2. 背景と問題点

（1）宮代町の調査結果

令和7年12月に行われた宮代町の調査により、当施設（老健施設）において4人の職員が、①心理的虐待、②身体的虐待、③性的虐待を行っていたことが指摘された。

（2）公益社団法人地域医療振興協会本部の調査結果

令和7年12月28日～令和8年1月23日までの間、当施設の上部組織である公益社団法人地域医療振興協会本部（以下、「協会本部」）が、職員や入所者を対象とした聞き取り調査を実施した。

調査では、まず、全ての常勤職員と入所業務を行う非常勤職員を対象として、聞き取り調査を実施した。その結果、証言の中で該当する行為を行っているとされた職員は7人であり、町が認定した4人の他、更に3人が確認された。（身体的虐待として5人、心理的虐待として5人、性的虐待として1人、ネグレクトとして2人である。※重複あり）

また、職員の証言の中で虐待行為を受けていたとされる入所者は14人であり、既に退所している5人を除く入所者9人に、協会本部の職員による聞き取り調査が行われた。この中で虐待に該当する証言をした入所者は3人であった。なお、行為者の氏名を特定できる証言は得られていなかった。

協会本部においては、これらの、職員や入所者の聞き取り結果と虐待を行ったとされた職員の証言について、具体性、客観性、整合性の点から検証し、最終的な評価を行うこと

としている。

このような行為が発生した背景として、聞き取り調査の中で、施設内で虐待の行為が認知されても職員間で共有が不十分であったこと、虐待を認知した際の相談体制が十分に機能していなかったこと、虐待防止委員会も十分に機能していないことなどの証言があった。

3. 虐待防止に関する基本方針

このような調査結果を踏まえ、当施設は、次のような基本方針で具体的な改善策を策定し、物理的・制度的・教育的な取り組みを総合的に推進する。

- (1) 利用者ファーストの徹底・職員の意識改革
- (2) 職員間、利用者及びその家族、宮代町への情報公開による透明性の確保
- (3) 研修を通じた職員の倫理・技術向上再発防止策の徹底
- (4) PDCA サイクルの活用による虐待防止策の見直し
- (5) 相談窓口強化や風通しの良い施設とするための組織・組織運営改革

4. 施策の具体的内容（詳細は別紙）

- (1) 再発防止の観点から監視カメラの設置等

施設内に防犯・監視カメラを設置する。まず、老人保健施設2階と3階の共用部分には極力死角がないように必要数設置する。工事は年度内に完了する。居室への導入については、プライバシーに配慮したカメラ映像の管理ルールを策定するなど条件整備を進めながら年度内に結論を得る。

また、職員が虐待行為を認知した際、職員間で注意し合う取り組み、上司への報告・相談、介護記録への記載等虐待防止策を徹底する。

- (2) 虐待行為を行った職員への指導

宮代町の調査において虐待行為を行ったことが認定された職員4人については、令和8年1月中に指導者を選定し、指導を行う。また、協会本部の調査において虐待行為を行っていたと判断された職員についても、指導者を選定し指導を行うこととしている。

- (3) 虐待防止研修

虐待防止、人権尊重等の倫理的な内容や、介護技術・ストレスマネジメントの技術的・専門的な研修、ロールプレイングを活用した研修等を年2回以上実施する。この研修会には外部講師を招聘する。また、E-ラーニングを活用した自主学習も推進する。研修内容の理解度を測るために研修後に効果測定を実施する。

さらに、協会が運営する他の老健施設へ職員を派遣し先進事例に触れる機会を検討する。

（4）風通しの良い職場づくり

職員からの意見検討のため匿名意見箱を設置する。意見があった際は協会本部の特別フォローアップチームで情報共有し対応を検討する。職員同士の情報交換の場を提供するため、定期的なフロア会や職員会を実施する。

管理者による職場巡回を実施し、情報共有のため職員へ声掛けをする。利用者及び家族からの苦情に対してフローチャートに基づいて迅速に適切に対応する。

（5）利用者及び家族への説明

令和8年1月14日、当施設利用者（入所・通所・訪問リハビリ）を対象として、虐待行為について宮代町から通知された内容に基づいて、説明の文書を発出した。同1月14日、当施設のホームページに「当施設における虐待事案の発生について」として、利用者家族へ発出した文書と同じ内容の情報を掲載した。

利用者及び家族への説明会は2月7日、13日、23日に実施する。

今後は、機会をとらえて、虐待防止策の実施状況について、ホームページで情報発信する。

（6）地域医療振興協会による監督・指導

上述した通り、令和7年12月から令和8年1月に、協会本部による職員・入所者を対象とした聞き取り調査を行った。本調査の結果を踏まえて、本改善計画策定や推進を支援する。

協会本部内に、当施設の虐待防止対策の進捗状況を指導、監督するため、常務理事を長とする特別フォローアップチームを編成し、当面は毎月1回当施設を訪問する。虐待防止策の進捗状況によって、3か月に1回程度訪問する。

（7）高齢者虐待防止措置の実施と評価

当施設においては、虐待防止への定期的な研修の開催を実施する。また、定期的な虐待防止委員会の開催による虐待の防止、虐待が発見された際の宮代町への速やかな通報を徹底する。PDCAサイクルを活用し、実施、評価、見直しを行っていく。

協会本部においては、当施設が行う虐待防止措置を支援するとともに、本部に設置される特別フォローアップチームが防止措置の進捗状況を定期的に評価・指導する。

（8）虐待防止マニュアルの作成と職員への周知

現行の虐待防止マニュアルの見直しを行う。見直しに当たっては、虐待防止委員会において、協会他施設のマニュアルも参考としつつ、今回の事案発生の教訓も盛り込んだものとして、令和8年2月末までに策定し、職員への周知を行う。

5．宮代町への定期的報告

今後、当施設では、本改善計画書に基づいて、高齢者虐待防止改善状況を講じていくこととなるが、介護保険者でもあり当施設の開設者でもある宮代町に対して、定期的（概ね四半期ごと）に報告する。